

## 論 文

# 長時間労働の実態と男女のゆとりある 仕事と子育て両立のための労働時間

—男女共同参画社会実現のための基礎条件—

岩 谷 幸 春  
生活科学部・人間生活学科

## Abstract

In this paper, I clarify the actual conditions of long labor hours in Japan, what influences they have on the jobs and family lives of men and women, and how many working hours make the compatibility of job and child care possible.

Japan is one of the world's most prominent powers for the remarkably long labor hours, as is America. Recently, the average yearly total hours worked per male or female full-time laborer in manufacturing is about 2,034 hours, and the over time hours are about 173 hours. If the service or the "furoshiki" overtime not shown statistically is added, the amount will increase. Males in the 30 age bracket are busiest with child care, and the percentage of laborers more than 49 hours per week is the highest.

The long labor hours is the most important factor that makes the male and female compatibility of job and child care difficult. On the other hand, in such countries as Sweden, the system of 35-hour-labor and 2-day-off a week has been established and achieved the 1,500 hours something in the yearly total hours worked, so they are succeeding in the compatibility of job and child care with time to spare almost without non-schedule hours worked.

## 1. はじめに

21世紀は少子・高齢社会の時代であるとともに、男女共同参画社会実現の必然性をもった時代でもある。バブル崩壊後の10年を超える景気低迷によって、その実体が見えにくくなっているが、長期的にみて少子・高齢社会の到来とともに、これまでのような男女の性別分業では社会を支え切れない人手不足時代が確実に

やってくる。そうなれば、男性だけでは社会は支え切れず、女性はもちろん、高齢者の人にも障害を持った人にも社会参画してもらわなければ、社会は支え切れなくなる。それが不可能としたら、外国から人を雇うしかない。しかし、それは逆に女性にとって男女共同参画社会を実現させるチャンスでもある。

遅ればせながら、そのことに気付いた政府は、もっか当該社会実現のための条件整備に大慌てである。男女共同参画社会基本法が施行されて2004年6月で丸5年になるが、女性が個性と能力を活かせる地域づくりのために、独自の条例を制定する地方自治体も増加している。

男女共同参画社会とは、男女が共にゆとりを

---

The Actual Conditions of Long Labor Hours and the Conditions of the Working Hours to Realize the Compatibility of Job and Child Care

もって仕事と家事・育児・介護を両立し、家庭と社会で対等にお互いを活かし合える男女平等社会のことである。

本研究の課題は、（1）国際比較分析を通して、日本における長時間労働の実態を明らかにするとともに、それを踏まえて、（2）長時間労働が男女の仕事と家庭生活に与える影響、（3）男女が共にゆとりをもって仕事と子育てを両立できるような労働時間を明らかにすることである。

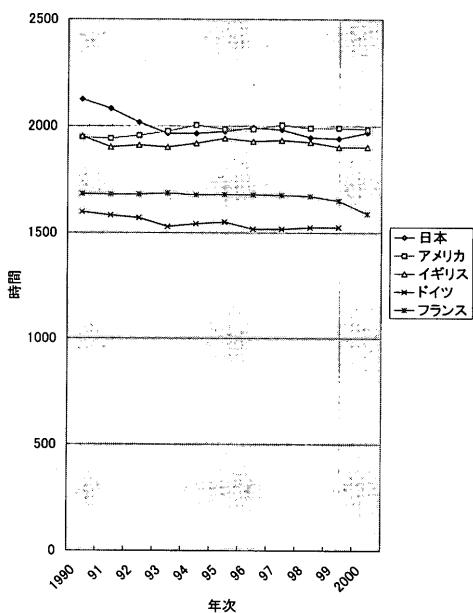
本研究では、上記（1）と（3）の課題の追究に重点を置き、（2）の課題については従来の研究成果を整理・引用するに留めたい。本研究では、厚生労働省『毎月勤労統計調査』、総務省『労働力調査』、諸外国資料などを用いて、製造業常用労働者の実労働時間の定量分析・国際比較分析や男女（非農林業）の年齢階層別・週間就業時間別就業者割合分析などを中心に行う。国際比較データに基づく、男性の労働時間の長短と家事・育児参加度との相関分析などのより厳密な分析については、今後の課題とし、別稿に譲りたい。

## 2. 総実労働時間の国際比較

### 1) 製造業常用労働者1人(男女合計)の年間総実労働時間の国際比較

図1-1は、1990年～2000年における日本と諸外国との男女平均の製造業常用労働者1人年間総実労働時間を国際比較したものである。ただし、常用労働者は、フルタイム労働者ばかりではなく常用パートタイム労働者も含む。また、フランスの場合、所定外労働時間（残業）が不明なため、所定内労働時間のみである。外国の総実労働時間のデータ収集については、年間の形の公表が少ないため収集が難しい。

図1-1より、年間総実労働時間については、大きく2つのグループに分けることができよう。アメリカ、日本、イギリスの年間1900時間台のグループとドイツ、フランスの年間1500時間台～1600時間台のグループである。前者のグループは、長時間労働大国といってもよからう。



資料：厚生労働省『労働経済白書』（平成14年版）の参考資料より作成。

- 注1) 参考資料は、厚生労働省『毎月勤労統計調査』、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局賃金時間課が推計したるものである。
- 2) フランスの所定外労働時間は不明のため所定内労働時間のみ。
- 3) 事業所規模は日本5人以上、アメリカ全規模、その他は10人以上。
- 4) 常用パートタイム労働者を含む。

図1-1 製造業常用労働者1人(男女合計)の年間総実労働時間の国際比較

アメリカは年間1980時間前後で、イギリスは1920時間前後で推移している。日本は、1992年までは年間2000時間を超えていたが、低下して93年以降、年間1970時間前後で推移している。しかし、記帳されないサービス残業やふろしき残業（仕事の持ち帰り）を加算すれば、優に2000時間を超えることが推測される。2002年6月の連合調査では<sup>1)</sup>、サラリーマンの半数がサービス残業をしており、その月平均時間は29.6時間で、男性は30.5時間、女性は20.5時間であった。

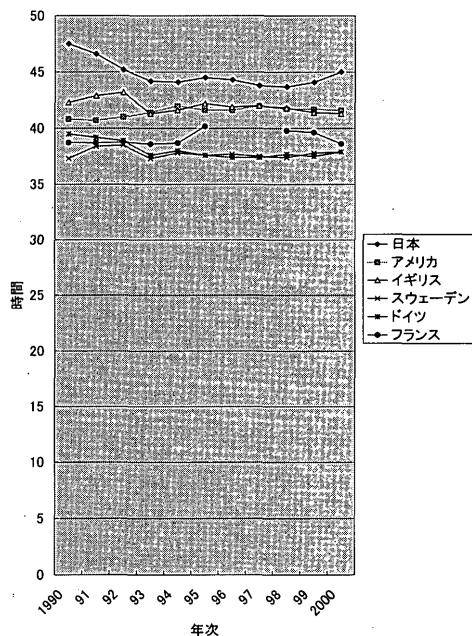
一方、ドイツは年間1500時間台前半であり、93年以降は1530時間前後で推移している。フランスは、年間1600時間台後半であり、1999年までほぼ1680時間で推移しているが、2000

年には 1500 時間台後半に低下している。

両グループの間には、年間 250 時間～450 時間の顕著な格差が存在する。

## 2) 製造業常用労働者 1 人（男女合計）週間総実労働時間の国際比較

図 1-2 は、1990 年～2000 年における日本と諸外国との男女平均の製造業常用労働者 1 人週間総実労働時間を国際比較したものである。ただし、常用労働者はフルタイム労働者ばかりではなく常用パートタイム労働者も含む。外国の総実労働時間のデータは、週間の形の公表が多い。ここではスウェーデンとノルウェーの



資料：諸外国の場合、総務省統計局・統計研修所編『世界の統計』の「週当たり実労働時間」  
(出典: International Labour Office, Yearbook of Labour Statistics 2001) より作成。

日本の場合、総務省『労働力調査年報』の「平均週間就業時間」より作成。

注 1) 実労働時間とは、原則として雇用者（賃金労働者及び俸給被用者）のうち、賃金労働者の 1 週間当たり実労働時間の平均をいう。

2) 平均週間就業時間とは、雇用者常雇（一般常雇及び役員）のうち、一般常雇の 1 週間当たりの実労働時間の平均をいう。

図 1-2 製造業常用労働者 1 人（男女合計）の週間総実労働時間の国際比較

データを追加した。

日本のデータは、前出の厚生労働省資料ではなく、総務省『労働力調査年報』の「平均週間就業時間」である。この場合、次のような理由で、厚生労働省資料とは違って、残業時間が実際に近い数値で提示される可能性が高いといえよう。すなわち、厚生労働省『毎月勤労統計調査』が、常用労働者 5 人以上雇用する事業所を調査対象とし、それを介した、常用労働者の賃金と労働時間の調査結果報告であるのに対して、総務省『労働力調査』は、国勢調査約 80 万調査区から約 2,900 調査区を選定し、その調査区内から選定された約 4 万世帯及びその世帯員（15 歳以上の者、約 10 万人）が直接に調査対象となっているからである。

図 1-2 より、長時間労働大国の場合、アメリカやイギリスは近年ほぼ週間 42 時間で推移しているのに対して、日本はそれを大幅に上回り、近年 44 時間前後で推移している。一方、ドイツはほぼ週間 38 時間、フランスは 39 時間前後、スウェーデンはほぼ 38 時間であり、いずれの国も週間 30 時間台後半で推移している。

## 3) 週 50 時間以上労働就業者割合の国際比較

国際労働機関（ILO）の調査報告「週に 50 時間以上働く人の割合」<sup>2)</sup>は、「働き過ぎ」の目安となる週 50 時間以上働く労働者の割合を先進各国毎に集計したものである。

2000 年時点での比較すると、日本の 28.1% が最も多かった。ニュージーランド（21.3%）、米国（20.0%）、オーストラリア（20.0%）、英国（15.5%）が続いた。

一方、欧州大陸諸国は最も低いオランダ（1.4%）をはじめ総じて低水準にとどまり、最も高いギリシャでも 6.2% と日本の 4 分の 1 以下だった。フランス 5.7%、ドイツ 5.3%、フィンランド 4.5%、イタリア 4.2%、スウェーデン 1.9% であった。

統計に表れない要素として日本のサービス残業にもふれ、法定労働時間が週 40 時間まで下がっても「実際の労働時間を減らす効果は小さ

い」と分析している。

### 3. 日本の長時間労働の実態

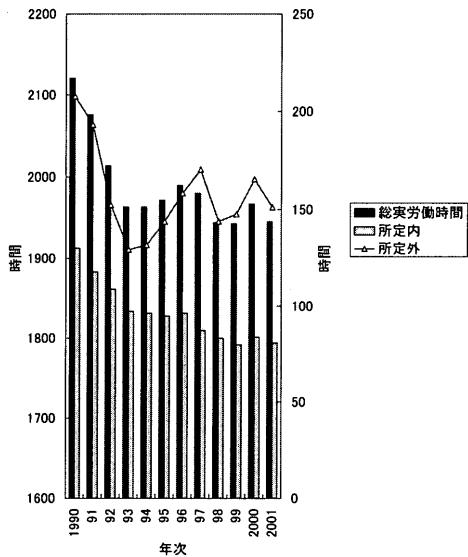
#### 1) 男女合計の製造業常用労働者1人年間実労働時間の推移

##### (1) 年間総実労働時間の内訳

図2は、1990年～2001年の日本における男女平均の製造業常用労働者1人年間の総実労働時間と所定内労働時間（棒グラフで左目盛）、所定外労働時間（折線グラフで右目盛）の年次的推移を図示したものである。これは、前出の図1-1における日本のそれに照応するものである。

総実労働時間は、所定内労働時間と所定外労働時間の合計である。所定内労働時間とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間のことである。所定外労働時間とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤など、特に残業の実労働時間のことである。

図2より、年間総実労働時間は、1990年～93年には2120時間から1963時間に急減し、



資料：厚生労働省『毎月労働統計要覧』より作成。

図2 男女合計の製造業常用労働者1人年間実労働時間の推移（事業所規模5人以上）

94年～96年には逆に1990時間に増加している。97年以降は1956時間前後で変動・横ばいしている。

所定内労働時間は、1990年～93年には1913時間から1834時間に急減し、94年～96年には1830時間前後で横ばい推移している。97年以降はさらに低下し1800時間前後で変動・横ばい推移している。

所定外労働時間は、1990年～93年には208時間から130時間に急減し、94年以降は152時間前後で変動・横ばい推移している。

1991年のバブル崩壊以後、景気は低迷しているが、景気の変動と所定外労働時間（残業）との間にはパラレルな関係がみられる。好況の時は残業が増大し、不況の時は減少している。97年4月以降、週40時間労働制・週休2日制が完全実施され、年間総実労働時間1800時間が目指されているが、前述のように、その成果は必ずしもはかばかしくないといえよう。

##### (2) 男女合計の常用労働者1人年間実労働時間分析の限界と問題点

総務省『労働力調査年報』(2001年)によって、製造業の男女別週間就業時間別雇用者割合をみると、次の通りである。まず、雇用者全体でみると、男女数割合は男性67.2%、女性33.8%である。男女計の週間35時間以上就業の雇用者割合は82.8%、43時間以上は47.6%である。男女別にみると、男性の場合、週間35時間以上就業の雇用者割合は90.5%、43時間以上は57.8%である。女性の場合、週間35時間以上は67.0%、43時間以上は27.0%である。

週40時間労働制の下で、週間35時間以上の雇用者割合には相当割合のパートタイム労働者も含まれていることが推測されるので、このままフルタイム労働者割合の指標としては利用できない。一方、週間43時間以上の雇用者割合の場合は、フルタイム労働者割合を過小評価したものになるであろう。

いずれにしても、これまで用いてきた男女合計の製造業常用労働者1人年間実労働時間は、次のような理由で、日本の長時間労働の実態を

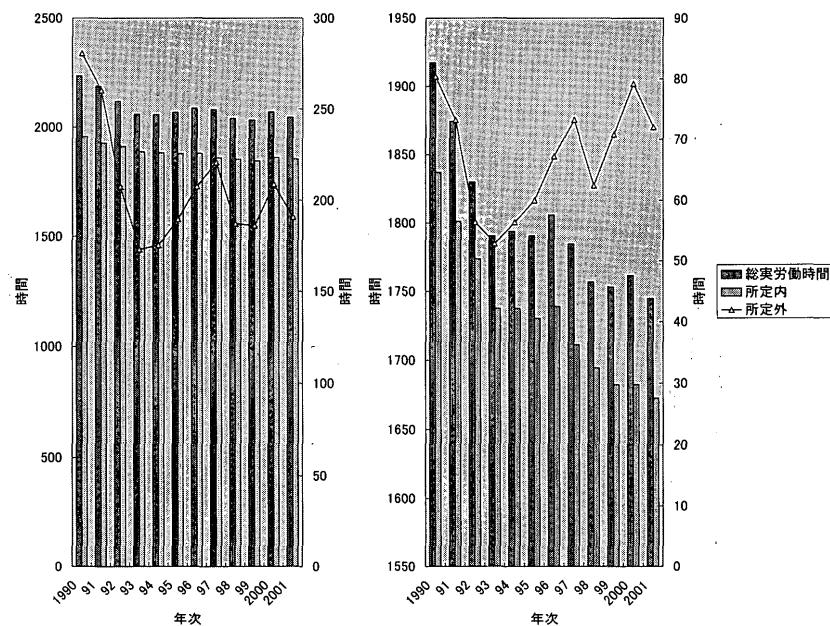
的確に表示するには限界があるようと思われる。すなわち、上記指標は男女の平均値であるばかりではなく、フルタイム労働者と常用パートタイム労働者の平均値でもある。さらに上記のように、男性雇用者はほとんどがフルタイム労働者である一方、女性雇用者はパートタイム労働者の割合がきわめて高い。そのため、男性や女性のフルタイム労働者の長時間労働の実態が的確に把握しにくいといえよう。

以下では、男女別、フルタイム労働者・パートタイム労働者別に実労働時間の実態を明らかにしたい。

## 2) 男性平均・女性平均の製造業常用労働者1人年間実労働時間の推移

### (1) 男性平均

男性平均は、男性のフルタイム労働者とパートタイム労働者の平均である。上記のように、男性はほとんどがフルタイム労働者であり、パートタイム労働者の割合が低い。



資料：厚生労働省『毎月労働統計要覧』より作成。

図3-1 男性平均の製造業常用労働者1人の年間実労働時間の推移  
(事業所規模5人以上)

図3-1より、年間総実労働時間は、1990年～93年には2237時間から2060時間に急減しているが、94年以降は2061時間前後をほぼ横ばい推移している。これは、依然として年間2000時間を超える長時間労働である。これに無給のサービス残業やふろしき残業の労働時間を加算すれば、年間総実労働時間は2100時間を優に超えるであろう。所定内労働時間は、1990年以降、1956時間から1855時間に漸減している。所定外労働時間は、1990年～93年には281時間から173時間に急減しているが、94年以降は196時間前後を変動・横ばい推移している。これは有給の残業・休日労働時間である。これに無給のサービス残業やふろしき残業の労働時間を加算すれば、所定外労働時間は200時間を優に超えるものとなろう。

### (2) 女性平均

女性平均は、女性のフルタイム労働者とパートタイム労働者の平均である。図3-2より、年間総実労働時間は、1990年～93年には1918

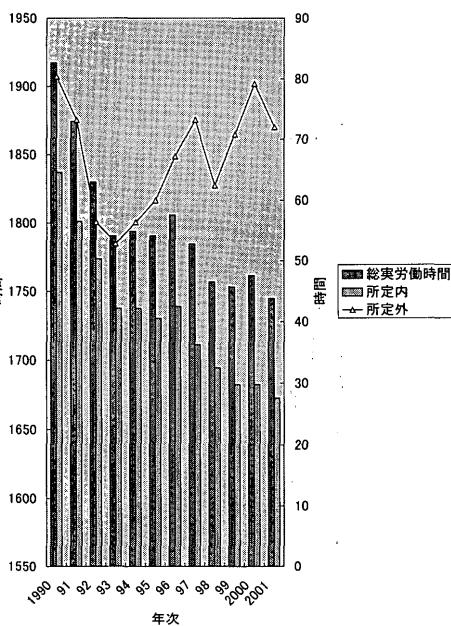
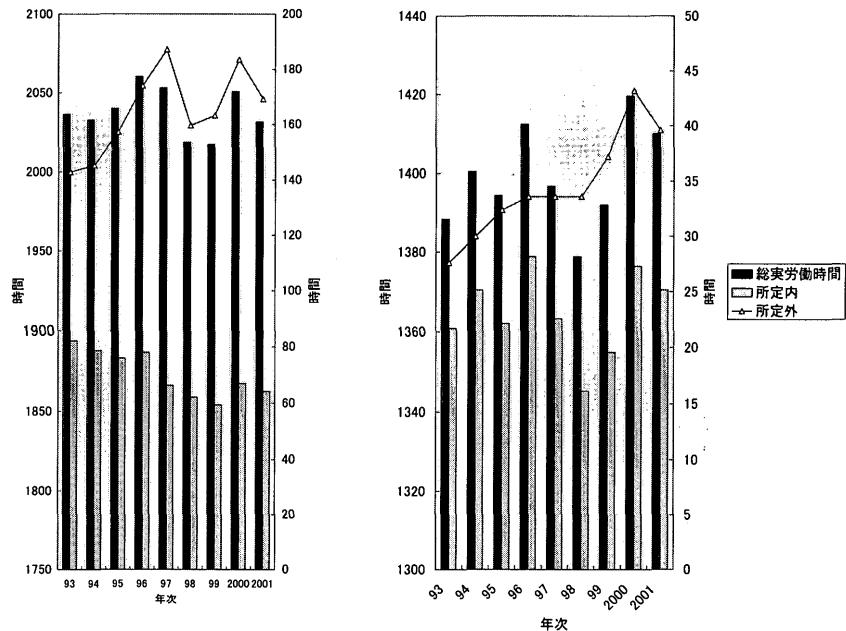


図3-2 女性平均の製造業常用労働者1人の年間実労働時間の推移  
(事業所規模5人以上)

時間から 1790 時間に急減するが、94 年～97 年には 1794 時間前後を変動・横ばいし、98 年以降は 1754 時間前後を低下・変動・横ばい推移している。所定内労働時間は、1990 年～93 年には 1837 時間から 1738 時間に急減するが、94 年～96 年には 1736 時間前後を変動・横ばいし、97 年以降は 1711 時間から 1673 時間に低下している。所定外労働時間は、1990 年～93 年には 80 時間から 53 時間に急減しているが、94 年以降は 56 時間から 76 時間に変動・増加している。

年間総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間のいずれにおいても男女間格差がきわめて大きい。これは、上記のように女性の場合、短時間労働のパートタイム労働者の割合がきわめて高いためであるといえよう。

以上のように、現代日本社会は男性の年間 2000 時間を超える異常なフルタイム長時間労働と女性のパートタイム補助労働によって支えられた働きバチ社会といえよう。



資料：厚生労働省『毎月勤労統計要覧』より作成。

図 4-1 男女フルタイム労働者計の製造業常用労働者 1 人年間実労働時間の推移（事業所規模 5 人以上）

### 3) 男女フルタイム計・男女パートタイム計製

#### 造業常用労働者 1 人年間実労働時間の推移

##### (1) 男女フルタイム労働者計

図 4-1 より、年間総実労働時間は、1993 年～94 年には 2035 時間前後をほぼ横ばいし、95 年～96 年には 2060 時間まで増加している。97 年以降は 2034 時間前後を大きく変動・横ばい推移している。所定内労働時間は、1993 年～95 年には 1894 時間から 1883 時間まで減少し、96 年には 1886 時間でほぼ横ばいである。97 年以降は 1862 時間前後を低下・変動・横ばい推移している。所定外労働時間は、1993 年～97 年には 143 時間から 187 時間まで急増し、98 年以降は 173 前後を大きく変動・横ばい推移している。

##### (2) 男女パートタイム労働者計

図 4-2 より、年間総実労働時間は、1993 年以降 1400 時間前後を変動推移している。所定内労働時間も、1365 時間前後を変動推移している。いずれの場合も景気変動に連動して変動

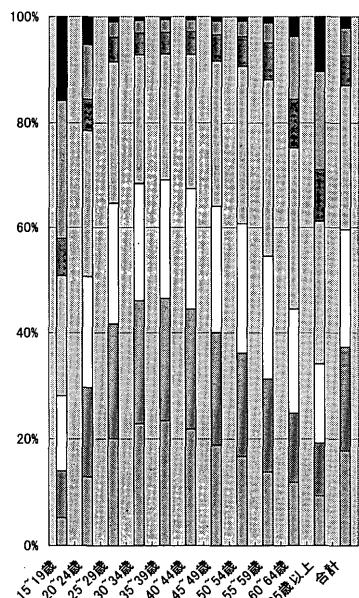
推移している。所定外労働時間は、93年以降28時間から41時間前後に増加している。

ドイツやフランス、スウェーデンなどは、年間総実労働時間1500時間～1600時間を実現しゆとりをもった仕事と家庭の両立に成功している。日本のパートタイム労働者の年間総実労働時間は上記の労働時間を100時間前後下回り、仕事と家庭の両立が可能な時間といえよう。

以上のように、現代日本社会は男女フルタイム労働者の年間2000時間を超える異常な長時間労働と男女パートタイム労働者の短時間労働によって支えられた働きバチ社会といえよう。女性のフルタイム労働者の場合、男性並みの異常な働き方を求められる社会といえよう。

#### 4) 2001年男性と女性の年齢階層別の週間就業時間別就業者割合（非農林業）

図5は、年齢階層別に週間就業時間別の就業者割合を最大の60時間以上から累計したものである。



資料：総務省『労働力調査年報』より作成。

図5-1 2001年男性の年齢階層別の週間就業時間別就業者割合（非農林業）

#### (1) 男性の場合

図5-1より、男性合計では、長時間労働の60時間以上と49時間以上の就業者割合はそれぞれ17.8%、37.3%である。43時間以上は59.6%、35時間以上は87.1%である。

長時間労働の就業者割合が最も高い年齢階層は、60時間以上の場合30～34歳22.8%、35～39歳23.3%、40～44歳21.8%であり、49時間以上の場合は30～34歳46.1%、35～39歳46.5%、40～44歳44.5%である。

43時間以上の就業者割合が最も高い年齢階層は30～34歳68.4%、35～39歳69.1%、40～44歳67.4%であり、35時間以上は30～34歳92.9%、35～39歳93.0%、40～44歳92.9%である。

以上のように、長時間労働の就業者割合が最高の年齢階層は30歳代である。30歳代は、仕事ばかりではなく、子育ても最も忙しい世代でもある。

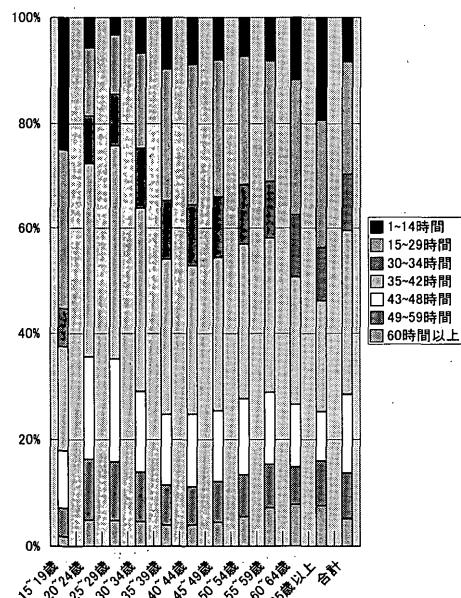


図5-2 2001年女性の年齢階層別の週間就業時間別就業者割合（非農林業）

## (2) 女性の場合

図5-2より、女性合計では、長時間労働の60時間以上と49時間以上の就業者割合はそれぞれ5.1%、13.7%であり、男性合計の3分の1程度である。43時間以上は28.4%、35時間以上は59.5%であり、男性合計と比べたら30ポイントも低い。

長時間労働の就業者割合が最も高い年齢階層は、60時間以上の場合55～59歳7.2%、60～64歳7.8%、65歳以上7.6%であり、49時間以上の場合は20～24歳16.3%、25～29歳15.8%、55～59歳15.3%、60～64歳14.8%、65歳以上16.0%である。

43時間以上の就業者割合が最も高い年齢階層は20～24歳35.6%、25～29歳35.2%であり、35時間以上は20～24歳72.3%、25～29歳75.8%である。35～48時間の女性就業者割合は、全階層にわたって最も高い。

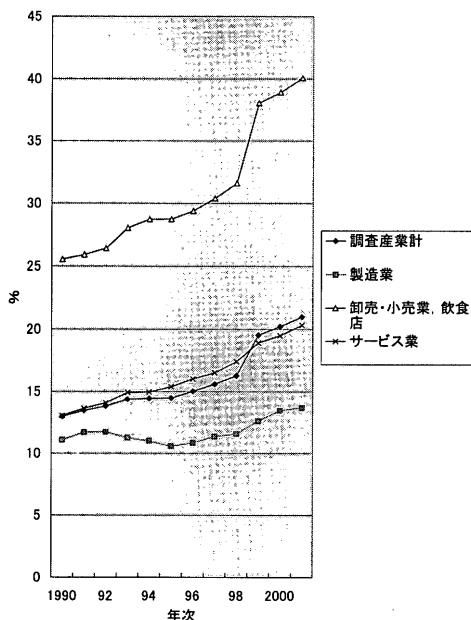
以上より、女性の場合、長時間労働就業者の割合は、60時間以上の場合5.1%前後、49時間以上の場合13.7%前後と全階層にわたって極めて低いが、60時間以上の場合は50歳代後半以上の諸階層、49時間以上の場合は20歳代と50歳代後半以上の両極諸階層の割合が相対的に高いといえよう。

女性のフルタイム労働者の女性就業者に占める割合は、全体の場合6割足らず、20歳代の場合ほぼ7割、30歳代以上の場合5割強といえよう。

女性の30歳代を境としたこのような変化は、長時間労働と育児との両立の困難さに起因する、出産・育児を契機にした退職とパートタイム労働者への転進、あるいは短時間勤務労働者への転進を示しているといえよう。

## 5) 産業部門別の月間パートタイム労働者比率の推移

図6は、調査産業計、製造業、卸売・小売業・飲食店、サービス業（事業所規模5人以上）におけるパートタイム労働者の常用労働者に占める割合の年次的推移を図示したものであ



資料：厚生労働省『毎月労働統計要覧』より作成。

図6 産業部門別の月間パートタイム労働者比率の推移（事業所規模5人以上）

る。

図6より、調査産業計は、1990年～98年に13.0%から16.3%に遙増しているが、99年には19.5%に急上昇し、以後遙増し2001年には21.0%になっている。

卸売・小売業・飲食店は、1990年～98年に25.6%から31.6%に上昇しているが、99年には38.1%に急上昇し、以後上昇し2001年には40.1%になっている。サービス業は、1990年～2001年に13.1%から遙増し20.3%になっている。製造業は、1990年～98年には11.2%前後でほぼ横ばいであるが、99年以降は遙増し2001年には13.7%になっている。

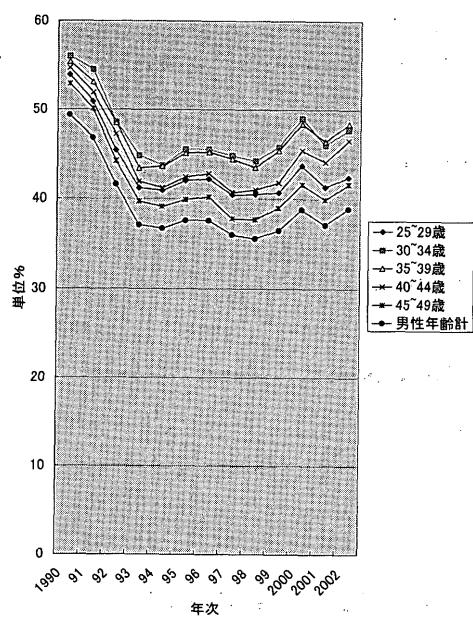
以上より、1990年以降、いずれの部門でもパートタイム労働者比率は上昇傾向にある。特に、卸売・小売業・飲食店は産業諸部門の中でパートタイム労働者比率およびその上昇率が最も高い部門といえる。

### 6) 男性の長時間労働就業者の年齢階層別割合

図7は、男性で週間就業時間が49時間以上の長時間労働就業者の年齢階層別割合の年次的推移を図示したものである。ただし、表示は男性年齢計の割合を上回る年齢階層に限定した。

図7より、1990年～2002年において長時間労働就業者の割合が最高の年齢階層は一貫して30～34歳または35～39歳の30歳代である。当階層の長時間労働就業者割合は、90年～93年には56%から44%に急減するが、94年～99年には45%前後で変動・横ばい推移している。しかし、2000年以降は上昇基調となり48%前後で変動・横ばい推移している。

続いて以下の順位は、40～44歳、25～29歳、45～49歳、男性年齢計である。男性年齢計の長時間労働就業者割合は、90年～93年には49%から37%に急減するが、94年～99年には37%前後で変動・横ばい推移し、2000年以降は上昇基調となり38%前後で変動・横ばい推移している。上記の序列は当期間一貫して不变であり、全階層で変動のパターンは同じで



資料：総務省『労働力調査年報』より作成。

図7 男性の週間就業時間49時間以上の年齢階層別就業者割合の推移

あるが、2000年以降の上昇基調は30歳代と40歳代が顕著である。特に40歳代前半がより顕著で、30歳代に接近している。

以上より、パートタイム労働者の増大は、フルタイム労働者の労働軽減にはつながっていない。フルタイム労働者をパートタイム労働者で代替することによってその数を削減し、逆に長時間労働強化になっている。特にそのしづ寄せを受けているのが男性の30歳代、40歳代前半のフルタイム労働者である。

### 4. 男女の仕事と子育て両立のための労働時間

#### 1) 長時間労働が男女の仕事と家庭生活に与える影響

(1) 非人間的で異常な長時間労働は、男女の仕事と育児の両立を難しくし、女性の社会参画と男性の育児参画を妨げ、男女の性別役割分担を余儀なくする最大の要因である。

週40時間労働・週休2日制・終業時間午後5時の下では、週60時間以上労働は1日平均4時間以上の残業となり、毎日の退社時間は午後9時以降となる。週49時間以上労働は1日平均2時間弱以上の残業となり、毎日の退社時間はほぼ午後7時以降となる。さらにこれに長い通勤時間が加わり、帰宅時間は一層遅くなる。

長時間労働によって、夫は精根を使い果たして夜遅く帰宅するため、家事・育児・介護に参画するだけの余裕がない。夫は会社人間となり、働きバチ社会がもたらされる一方、家庭や地域に父親が不在となる。そのため、家庭では一家団欒の場や父親の居場所もなくなり、子育て・子供の教育は母親任せになりがちである。

厚生労働省の次のような「父親の子育て優先度の希望と現実」に関する調査結果が公表されている<sup>3)</sup>。当調査は、2003年1～2月、小学校に上がる前の子供を持つ2,000世帯の父母を対象に実施し、回収率は88.3%であった。

第一子が生まれた際の働き方の変化について聞いたところ、「労働時間を減らしたい」と希望した人は29.0%いたが、実現できた人は6.5

%であった。「子育てを仕事と同じか、それ以上に優先させたい」と考えている父親は68.9%に上ったものの、実践できている人は33.6%どまりだった。

子育てをしながら働く上の問題点を3つまでの複数回答でたずねたところ、「子育てに十分時間をかけられない」が39.2%で最多であった。「休みが取りにくい、残業が多い」(32.9%)、「急用が入った時、柔軟な対応ができない」(14.1%)が続いた。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」(1999年)に次のような調査結果が掲載されている<sup>4)</sup>。「充実感を感じるのはどのような時か」という問い合わせに対する回答で、最も長時間労働に明け暮れている30歳代、40歳代前半の男性の場合だけ、「家族団らんの時」の割合(56%前後)が「仕事に打ち込んでいる時」の割合(44%前後)を大きく上回っている。

東京都福祉局の次のような「東京の子どもと家庭」に関する調査結果が公表されている<sup>5)</sup>。当調査は、2002年秋、都内の小学生までの子どもを持つ4,800世帯の両親らを対象に実施し、回収率は約90%であった。

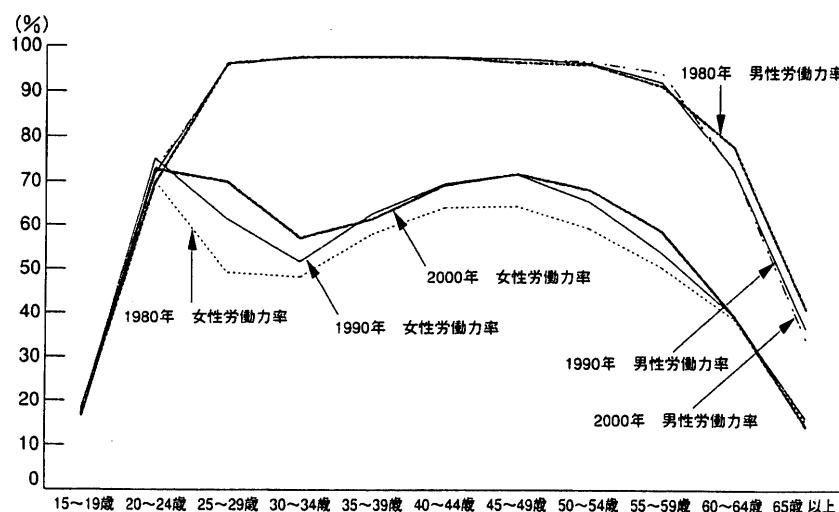
父親の帰宅時間を聞いたところ、「午後9時

以降」という回答が46.8%であった。子どもと夕食を共にできる「午後7時前」に帰宅しているのは、13%にとどまった。一方、働く母親の場合は逆で、「午後7時前」に帰宅している人が79.8%であった。「午後9時以降」と遅いのは、3%と少数派だった。

こうした現実に、55.1%の父親は「子どもと接触する時間が短い」と悩んでいる。母親も70.5%が「子どもの世話」について悩みを抱えていたが、中でも「子育てへの配偶者の協力」では、52.5%が悩みやストレスが「よくある」「ときどきある」と回答している。父親側の回答(26.6%)と比べ、大きな開きがあった。

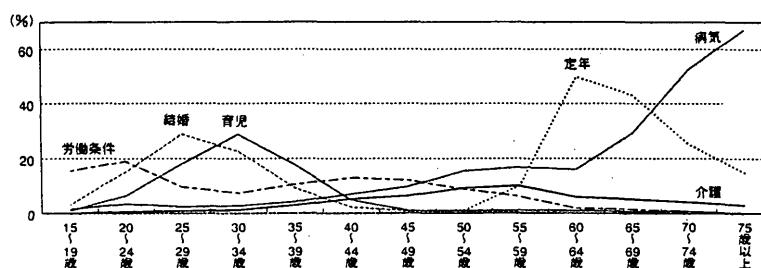
総務省「社会生活基本調査」(2001年)より<sup>6)</sup>、乳幼児期の子どもを持つ父親の育児時間は1日当たり25分、家事時間は23分である。一方、有業の母親のそれはそれぞれ1時間52分、3時間45分である。母親に比べ父親の接触時間がきわめて短く、父親不在である。

女性がフルタイム労働者になると、当然のこととして男並みの長時間労働を要求される。長時間労働は、家庭における消費生活時間を奪い、①食事・睡眠などの生理的生活や②家事・育児・介護などの家事的生活、③運動・教養娛



資料：総務省統計局「労働力調査」  
出所：厚生労働省監修『厚生労働白書』(2001年版, p.333) より引用。

図8-1 性別年齢階層別の労働力率の推移

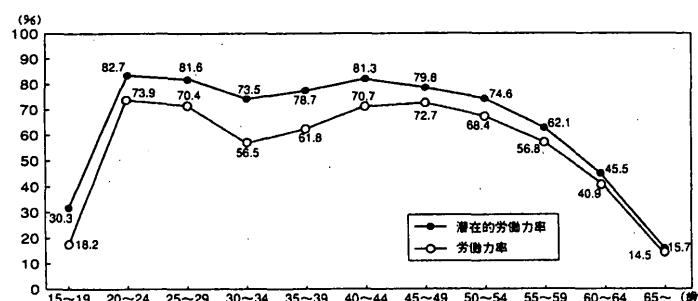


注：過去 5 年間に離職した女性の離職理由別構成割合

資料出所：総務省「国勢調査」(平成 12 年)、同「就業構造基本調査」(平成 9 年)

出所：内閣府編『男女共同参画白書』(2002 年版、p. 19) より引用。

図 8-2 女性有業者の年齢階層別の離職理由別構成割合



注：年齢階級別潜在的労働力率＝(労働力人口(年齢階級別)＋非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」(平成 13 年 8 月)

出所：内閣府編『男女共同参画白書』(2002 年版、p. 40) より引用。

図 8-3 女性の年齢階層別の潜在的労働力率

樂・社会活動などの社会的文化的生活をゆとりのない不十分なものにする。そのため、女性は特に負担の大きい出産・育児を契機に、仕事か家庭かの二者択一を迫られ、働く女性の 6 割近くが出産前に会社を辞める。

図 8-1 は、1980 年、1990 年、2000 年の男女の年齢階層別労働力率を図示したものである。労働力率とは、人口（15 歳以上）に占める労働力人口の割合である。人口（15 歳以上）は、労働力人口と非労働力人口の和である。労働力人口は、就業者と完全失業者との和である。

図 8-1 より、近年、女性の労働力率は上昇傾向にあるが、男女間の労働力率格差は 25 ~ 29 歳以上の年齢諸階層で依然として顕著である。男性の場合、台形型の就労形態を示している。一方、女性の場合 M 字型就労形態を示

している。男性とは違って、25 ~ 29 歳、30 ~ 34 歳、35 ~ 39 歳の年齢階層で離職者が多く発生するため大きく落ち込み、M 字型になっている。

図 8-2 は、女性有業者の年齢階層別の離職理由別構成割合を図示したものである。これより、離職理由割合が最高のものは、25 ~ 29 歳が結婚（2 番目は育児）、30 ~ 34 歳が育児、35 ~ 39 歳も育児である。30 歳代は子育てで最も多忙な時期である。

図 8-3 は、女性の年齢階層別の潜在的労働力率を図示したものである。潜在的労働力率とは、労働力率に非労働力人口のうち就職希望者の割合を加えたものである。就職希望者は、仕事と家庭とが両立できれば、すぐにでも就職したいという人達とみてよがろう。図 8-3 より、

女性の潜在的労働力率は、全年齢階層、特に30歳代でレベルが大きく上昇し台形型の就労形態に近いものになっている。

以上のように、男女ともに仕事と家庭の両立を望みながら、長時間労働のために両立が困難となり男女の性別役割分担を余儀なくされている。しかも30歳代は子育てで最も大変な時期であるにもかかわらず、長時間労働のために夫からは十分な協力が得られず、核家族であるため他の家族からの支援も受けられず、母親だけが子育てに孤軍奮闘しているというのが実情であろう。このような実情は、母親の心と体の健康にとっても、子供の健やかな成長にとってもよくない。

(2) 男性が長時間労働で2人分も3人分も働くことによって、女性から就業機会を奪い、女性の社会参画を難しくしている。

たとえば、1999年5月に社会経済生産性本部が次のような試算結果を公表している。現在の全労働者が残業なしで働いた場合、約260万人の新規雇用創出効果が発生すると推計している。ワークシェアリング（労働の分かれ合い）によって、女性の社会参画がより進行すれば、異常な長時間過重労働から男性を解放し、男性の家庭復帰・家庭参画を図ることが可能となる。

(3) けじめのない長時間過重労働は、逆に仕事の能率を悪くして人件費を増大させるばかりではなく、心と体の病気や過労死、過労自殺をもたらして、医療費や社会的経費、逸失利益を増大させ、長期的にみたら社会の損失につながるといえる。

厚生労働省の集計によると<sup>7)</sup>、2004年4～9月に職場での過労、人間関係のトラブルなどが原因でうつ病や統合失調症などの精神疾患になったり、自殺したりして、労災請求した件数が246件（対前年度同期比43件増）、認定件数が47件（同2件増）といずれも過去最多となつた。同省は、うつ病などの精神疾患が労災に認定されるとの認識が広まったほか、リストラの影響で1人当たりの仕事量が増えたり、

サービス残業など過重労働の増加が背景にあると分析する。

労働調査協議会の下記のような調査結果が公表されている<sup>8)</sup>。当協議会は、連合などの主要労働組合が中心になって設立した調査機関である。調査期間は2003年11月～04年2月、調査対象は首都圏の大手企業を中心に34歳以下の若手従業員5,165人、調査目的は仕事・生活の実態把握である。

当調査によると、民間企業に勤める若手男性社員の平均的な仕事の開始時間は午前8時過ぎで、退社するのは午後7時半である。職場にいる平均時間は11時間16分だった。

こうした長時間労働で約7割が「以前と比べ疲れやすい」と感じているうえ、「仕事や人間関係にストレスを感じている」という。このため約4割が「今の働き方が続くと病気になる」と考え、半数が「今の生活のままだと生活習慣病になる」と実感していた。

好きな仕事のためなら長時間労働は仕方ないと考える人がいる一方で、「時間をかけなければ仕事の成果が出る」と考える人は約4割にとどまる。また「出世よりも家庭が大切」は8割、「収入より自由時間を大切にしたい」という人も半数を超えた。

2004年8月18日、厚生労働省は<sup>9)</sup>、増加する一方の残業による健康障害や自殺を防止するため、1カ月100時間を超える残業をした労働者を対象に、医師による面接・指導を受けさせる制度を設けて健康状態を把握するよう企業に義務づける方針を決めた。

厚労省の「過重労働・メンタルヘルス対策検討会」が同日まとめた報告書では、近年増加しているうつ病などの精神疾患や脳・心臓疾患による過労死などと長時間労働は強い関連性があると指摘している。特に残業時間が1カ月100時間を超えた場合に、その危険性が高まるとした。

## 2) 長時間労働の大幅短縮は正の必要性

子育ては毎日、毎日の地道な積み重ねが大切

であり、溜めてやるわけにはいかない。男女が共にゆとりをもって毎日の仕事と育児を両立できるようにするために、労働時間はどの程度に設定すべきであろうか。これについては、男女共同参画社会の実現に成功できた国の事例が参考になろう。スウェーデンをはじめとするこれらの国のいずれもが週35時間労働・週休2日制を確立し、年間総実労働時間がほとんど残業のない1500時間台である。男女、特に30歳代の子育て期の男女が共に人間らしく、ゆとりをもって仕事と育児を両立できるようにするために、1日当たりの労働時間の短縮を中心に、完全週休2日制の徹底や年次有給休暇、短時間勤務、育児休業の取得促進などにより、時間的ゆとりを積極的に増大させていく必要がある。

基本的な目標と手順は次ぎの通りである。

(1) 所定内労働時間の短縮については、①週40時間労働・週休2日制の徹底、さらに、②週35時間労働・週休2日制への移行と確立である。

(2) 所定外労働時間（残業）については、規制の強化である。①上限基準については、1週15時間・年間360時間から1週6時間・年間150時間への引き下げ、さらに1週4時間・年間100時間へ、最終的には原則、残業なしへの引き下げである。②所定外労働に対する割増賃金については、2割5分以上5割以下から5割以上10割以下の引き上げである。③サービス残業やふろしき残業については、記録と支払いの徹底強化である。

(3) 年間総労働時間については、①当面の目標は、週40時間労働・週休2日制の下で残業を削減し1800時間労働を達成することである。②次の目標は、週35時間労働・週休2日制の下での残業の削減と1500～1600時間労働の達成である。

## 5. む す び

本研究では、(1)国際比較分析を通して、日本における長時間労働の実態を明らかにするとともに、それを踏まえて、(2)長時間労働

が男女の仕事と家庭生活に与える影響、(3)男女が共にゆとりをもって仕事と子育てを両立できるような労働時間を明らかにした。上記(2)の課題については、従来の研究成果を整理・引用するに留め、国際比較データに基づく両者の相関分析などのより厳密な分析は、今後の残された課題とした。

日本は、アメリカと並んで世界有数の異常な長時間労働大国である。近年、製造業の男女フルタイム労働者平均の1人年間総実労働時間は2034時間前後、所定外労働時間（残業）は173時間前後である。統計数値に現れないサービス残業やふろしき残業などを加えれば、さらに大きくなるであろう。週49時間以上の長時間就業者の割合が最高の男性年齢階層は、子育てで最も忙しい30歳代である。

長時間労働は、女性の仕事と育児の両立や男性の育児参画を困難にしている最大の要因である。長時間労働が家庭における生活時間を奪い、人間生活をゆとりのない無理なものにしている。そのため、女性は仕事か育児かの二者択一を迫られる。長時間労働によって精根を使い果たした男性は、家庭に帰っても育児に参画するだけの余裕はない。

一方、スウェーデンをはじめとする男女共同参画社会の実現国のはれもが週35時間労働・週休2日制を確立して、1500時間台の年間総実労働時間を達成し、ほとんど残業のない、ゆとりある仕事と家庭の両立に成功している。ここに、日本の目指すべき手本があるといえよう。

政府が2005年度から5年間で取り組む少子化対策の内容をまとめた「新新エンゼルプラン」（仮称）の原案が04年12月8日、わかった<sup>10)</sup>。子育て期にある30歳代男性の労働時間短縮や、男性の家事・育児時間の延長化など数値目標を導入している。従来の中心だった保育関係施設・サービスの充実から、子育て世代の働き方や若者自立策にも対策を広げるのが特徴である。

働き方では、1日4時間以上残業（週60時間

以上勤務）する30歳代男性の割合を、現状の23%（総務省「労働力調査年報」2001年）から半減させ、5歳未満の子がいる男性の育児・家事時間では現状の1日平均48分（総務省「社会生活基本調査」2001年）を、他の先進国並みの2時間程度に延ばす目標である。育児休業取得率は男性10%（現状0.33%〔厚生労働省「女性雇用管理基本調査」2002年度〕）、女性80%（同64%）を目指している。

一方、年間総実労働時間1800時間の目標を掲げて成立した「時短促進法」の存廃をめぐって、労使が火花を散らしている<sup>11)</sup>。経営側代表は、「現代では働き方も多様化し、時間ではかれない知的労働が増えている。画一的な目標は時代にそぐわない」と主張する。一方、労働側代表も「自殺者が年3万人を超え、過労死や精神疾患が増え、働く女性は2人目の子どもを産めない。今の働き方に問題がないならなぜこんな問題が起きるのか。そもそも1800時間の目標達成なんてまやかし」と譲らない。

1992年に事業主などの自主的な取り組みを促すために成立した「時短促進法」は、1800時間の旗印を降ろす一方で、長時間労働者の健康管理、育児・介護者への労働時間設定など一定の指針を示して「労働者の健康や生活に配慮した労働時間等の設定の改善を進めるための法律」（仮称「労働時間等設定改善法」）に改正されようとしている。

他方、ドイツの大手企業が、実質賃金の抑制につながる労働時間延長を進め、フランスなどにも影響が広がっている<sup>12)</sup>。これまで欧州は、労働組合が強く時短の先進地域だったが、安い賃金を武器とする中東欧諸国が5月に欧州連合（EU）に加盟したこと、流れは一変した。企業は、雇用の国外流出という「脅し文句」を口にしつつ労働時間延長を求めている。

フランスも週35時間労働制の弾力化に踏み切る<sup>13)</sup>。より長い時間働いて稼ぎたい労働者に選択肢を与え、フランスの成長力を向上させる狙いである。

### [注]

- 1) 「朝日新聞」（2002年12月2日付け）より引用。
- 2) 「日本経済新聞」（2004年10月28日付）より引用。
- 3) 「日本経済新聞」（2003年5月3日付）より引用。
- 4) 厚生労働省編『女性労働白書』（2001年版）p.64を参照のこと。
- 5) 「日本経済新聞」（2003年5月22日付け）より引用。
- 6) 「日本経済新聞」（2003年5月29日付け）より引用。
- 7) 「日本経済新聞」（2004年10月19日付け）より引用。
- 8) 「日本経済新聞」（2004年8月7日付け）より引用。
- 9) 「日本経済新聞」（2004年8月19日付け）より引用。
- 10) 「朝日新聞」（2004年12月9日付け）より引用。
- 11) 「日本経済新聞」（2004年12月6日付け）より引用。
- 12) 「朝日新聞」（2004年8月20日付け）より引用。
- 13) 「日本経済新聞」（2004年12月10日付け）より引用。

### [参考文献]

- [1] 拙稿「大学生活・生活科学の目的と男女の共同参画社会の実現に向けて」『同志社家政』第30号、1997年2月
- [2] 拙稿「少子・高齢社会と男女共同参画社会実現の条件」『同志社女子大学生活科学』第33号、2000年2月
- [3] 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画白書』（2003年、04年版他）
- [4] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局編『女性労働白書—働く女性の実情—』財団法人21世紀職業財團（2002年、03年版他）
- [5] 日本婦人団体連合会編『女性白書』ほるぶ出版（2003年、04年版他）
- [6] 厚生労働省監修『労働経済白書』日本労働研究機構（2003年、04年版他）